

## 「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」への意見と対応

指摘箇所（ページ、行等）	意見	市の考え方	素案への対応 (青字)
P2～ 第2章など	<p>平成31年3月から4年弱しか経過していないわけですが、誰もが予想していなかった新型コロナウイルス禍を受けて、社会が大きく変化していることを改めて実感させられます。</p> <p>ウイルス禍に便乗した特殊詐欺や悪質商法などもクローズアップされましたが、一方でウイルス禍の先行きも読めない中、改定でどのように位置付けるのかも難しいところかもしれません。今年4月の民法改正に伴う成人年齢引き下げによる影響も二次改定時は具体的ではなかったため、その点も求められることになると思います。</p>	<p>新型コロナウイルス禍を受けて、社会が大きく変化していることへの位置付けは、次々と手口を変える特殊詐欺や悪質商法などに対して、消費者教育の機会の充実や地域が一体となった見守りネットワークの充実などを通じて、変化に対応できるようにしていきます。</p> <p>成人年齢引き下げへの対応については、関係者との連携や若年者への情報発信に取組みます。</p>	P30 「重点施策」 P31 「重点施策」 P32 「若年者（成年年齢引き下げ対応）への情報発信」
P3 (5) エシカル消費、食品ロスへの関心の高まり	<p>「<u>持続可能な社会の実現への関心の高まり</u>」に変更し、SDGsのロゴと17の目標の各説明を追加する。</p> <p>なお、新潟市総合計画のように、第4章以降、課題ごとにSDGsの関連する目標のロゴも入れる。</p>	<p>「人や社会・環境に配慮した消費行動」に変更します。</p> <p>アイコンの取扱いについては、要検討とさせていただきます。</p>	P4 「1(5)」

<p>P4</p> <p>(3) 被害や不安の相談相手 P26～P27</p> <p>(2) 取組2:「消費者被害の 防止・救済」</p> <p>■重点施策:「効果的な情報の 提供」</p>	<p>センターへの相談比率を高めたり、被害防止 の啓発活動について、チラシ等の紙の媒体か ら SNS を積極的に利用したやり方を考える べきだと感じます。タイムリーに、幅広い年 代に対し、PR する方法が大切だと思います</p>	<p>SNS (新潟市公式 LINE など) を利用した啓 発活動について検討します。</p>	<p>P32</p> <p>「重点的な取 組の目標 取組2」</p>
<p>P7</p> <p>一番下の表【重点課題の目標】 取組み2 P27</p> <p>一番下の表「重点的な取組 みの目標値」取組み2</p>	<p>第1次、第2次 両方の重点課題 取組み として、ポータルサイトの作成 と掲げている が、第1次は未達成、第2次も HP への掲 載にとどまっているのではないかと思います。 ポータルサイトはある方がよいとは思って いるのですが、未達成が続く場合、ポータルサイ ト作成に至らなかった経緯も知りたいです が(予算の関係? 国のもので代替?)、目標 設定としてそもそも適当であったのか、今後 も引き続き目標とするのか等を再検討する 必要があるかと思います</p>	<p>第1次、第2次では、インターネット社会を 踏まえてポータルサイトの作成を重点的な 取組として掲げました。 検討を重ねた結果、 ①国(消費者庁)のサイトが充実しているこ とから、そこへ的確に誘導できるようにする こと。 ②プッシュ型の通知などにより、効果的に働 きかけていく必要があること。 以上により、ポータルサイトの作成より消費 者被害防止に資することができるものへ見 直し(変更)することにします。</p>	<p>P10</p> <p>「取組2(そ の2)」</p>

<p>P11 課題と施策の体系</p>	<p>資料3-1の見直しの下を見ると、「6つの課題」と「19施策」とあり、二次改定の枠組を変えないというスタンスと思われます。ただ、国の資料を見ると、『新しい生活様式』の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応のように明らかに追加したものがあります。こういったものを無理に「6つの課題」と「19施策」に落とし込むことにはこだわらず、弾力的に考えたほうが良いのではないかと思います。</p>	<p>「新しい生活様式」については、第2章の1消費者を取り巻く現状における(4)「新しい生活様式」の実践や自然災害多発化への対応で、状況の変化として記述させていただきました。具体的な事業については、三次改定を通じて消費者教育の機会の充実や地域が一体となった見守りネットワークの充実などを通じて、変化に対応できるようにしていきます。なおもご提案いただけたらと思います。</p>	<p>P4 「(4)」 P30 「重点施策」 P31 「重点施策」</p>
<p>P14 施策3 事業者に対する要請及び指導 (消費生活センター)</p>	<p>消費者と事業者の双方向コミュニケーションや消費者志向経営が注目されていますが、その取り組みに行政はどの様に関わろうとしているのでしょうか。具体的な方針や取り組みへの支援等があれば、施策に反映していただきたい。</p>	<p>事業者訪問及び要請指導、新型コロナウイルス禍で中断していた事業者団体との意見交換会を活用しながら、消費者と事業者の双方向コミュニケーションなどを通じて、情報の提供や交流の促進を図っています。また、関係部署への情報提供、連絡会議などを通じて、連携を図っていきます。</p>	<p>「施策3」</p>
<p>P14 施策3 事業者に対する要請及び指導 (2) 相互の理解 (消費生活センター)</p>	<p>事業者は本業を通じてどのような社会を目指したいのか(環境問題への貢献、地域社会の活性化等)等持続可能な社会に貢献することを示し、消費者から共感を得ることが必要で、「消費者志向経営」の推進を進めています。SDGs(12つくる責任、つかう責任)に</p>	<p>「事業者と消費者の共創と協働」に変更します。</p>	<p>「施策3 (2)」</p>

	<p>も関わると思います。</p> <p>そこで、<u>事業者と消費者の共創と協働</u>という言葉に入れ換えても良いのではと思います。</p>		
<p><b>P17</b></p> <p>施策6 消費者教育の支援者の育成</p> <p>(1) 消費者教育の支援者の育成 ④</p> <p>(学校支援課)</p> <p>(消費生活センター)</p>	<p>審議会での意見もあったが、県の制度を活かすためにも、市内での出前講座の効果・評価の把握や市の被害防止活動との連携も視野に入れて、市民の消費者被害防止・減少に取り組んでいただきたい。</p>	<p>新潟県消費生活サポーターとの連携可能性を検討し、市民の消費者被害防止・減少に取り組みます。</p>	<p><b>P32</b></p> <p>「重点的な取組の目標 取組2」</p>
<p><b>P21</b></p> <p>施策14 地域が一体となった見守りの推進</p> <p>(1) 見守りネットワークの活用</p> <p>(2) 持続可能な見守りネットワークづくりの検討</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>(障がい福祉課)</p> <p>(消費生活センター)</p>	<p>県の消費生活サポーター、警察の消費者被害防止推進員等既存の被害防止活動に取り組んでいる団体・人員との連携でネットワークの拡充、強化を図れば、より地域に密着した取り組みも可能ではないでしょうか。そのためには情報共有や人的交流等の環境づくりも必要だと考えます。</p> <p>すでに構築されているので修正が必要。 また本文では、「<u>消費者安全確保地域協議会</u>」の<u>充実を図る</u>などに変更が必要と思います。</p>	<p>「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」では、協議会や意見交換を踏まえて、各区における警察署生活安全課、地域包括支援センター、民生委員児童委員、社会福祉協議会と見守りの活動をしています。 引き続き、協議会の活動充実及び拡大に取り組めます。</p>	<p><b>P31</b></p> <p>「重点施策」</p> <p><b>P32</b></p> <p>「重点的な取組の目標 取組3」</p>

<p>P24 課題VI 「環境にやさしい消費生活の推進」</p>	<p>「人や社会、環境に配慮した消費行動」などのタイトルに変更してはどうでしょうか。本文も少し変更の必要があると思います。</p>	<p>「人や社会・環境等に配慮した消費行動の推進」に変更します。 本文につきましても、関係部署と連携を取って必要な変更を行います。</p>	<p>P14 「課題VI」</p>
<p>P24 課題VI 「環境にやさしい消費生活の推進」</p>	<p>第3次改訂においては、新潟市総合計画との整合性ということで、総合計画の分野6施策1を取り上げておられましたが、現計画の当該部分は、分野8環境 施策1②や施策2①にも大きく関連しているように思います。 (今思えば、総合計画に記載されている「関連する分野別計画」にも本計画が記載されていてもよかったのかなと思います) 第3次においてもこの方針からは大きく外れることはないと思いますので、総合計画とのリンクをこの部分に関しても意識していただければと思います。</p>	<p>関係部署との連携を図りながら、新潟市総合計画とのリンクを意識して改定を行います。</p>	<p>「課題VI 人や社会・環境等に配慮した消費行動の推進」</p>